

○国土交通省告示第百三十三号

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号）及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第七十号）の施行に伴い、建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年二月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件等の一部を改正する告示

（建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件の一部改正）

第一条 建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件（昭和三十七年建設省告示第二千七百五十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「二級の技術検定」を「二級の第二次検定」に、「技術検定の実地試験」を「第二次検定」に改める。

本則中「第三十八条」を「第三十九条」に、「二級の技術検定」を「二級の第二次検定」に、「技術検定の実地試験」を「第二次検定」に、「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に改める。

(建築施工管理について種別を定める等の件の一部改正)
第二条 建築施工管理について種別を定める等の件(昭和五十八年建設省告示第千五百八号)の一部を次のように改正する。

制定文中「実地試験」を「第二次検定」に、「実地試験科目」を「第二次検定科目」に改める。
本則中「実地試験科目」を「第二次検定科目」に改める。

(土木施工管理について種別を定める等の件の一部改正)
第三条 土木施工管理について種別を定める等の件(昭和五十九年建設省告示第千二百五十四号)の一部を次のように改正する。

制定文中「学科試験」を「第一次検定」に、「実地試験」を「第二次検定」に、「学科試験科目」を「第一次検定科目」に、「実地試験科目」を「第二次検定科目」に改める。

本則中「学科試験科目」を「第一次検定科目」に、「実地試験科目」を「第二次検定科目」に改める。

(建設業法施行令第四十一条第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件の一部改正)

第四条 建設業法施行令第四十一条第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件(昭和六十三年建設省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

題名中「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

本則中「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に、「技術検定の実地試験」を「第二次検定」に、「受験手数料」を「受験手数料」に、「六千四百円」を「九千六百円」に改める。

附 則

(施行時期)

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(建設業法施行令第三十八条の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件の廃止)

2 建設業法施行令第三十八条の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件(平成二十七年国土交通省告示第千九十九号)は、廃止する。